

◆出席委員（13人）

委員長	井 端	浩 二
委員	高 原	邦 子
委員	籠 山	恵 美 子
委員	野 村	勝 憲
委員	前 川	文 博
委員	住 田	清 美
委員	澤	史 朗
委員	森	要
委員	上ヶ吹	豊 孝
委員	水 上	雅 廣
委員	小笠原	美 保 子
委員	中 田	利 昭
委員	佐 藤	克 成

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	藤 井	弘 史
環境水道部技術次長	谷 口	正 樹
商工観光部長	畑 上	あづさ
商工観光部次長兼商工課長	大 始 良	透
商工課長補佐兼商工係長	野 上	英 一
基盤整備部長	森	英 樹
基盤整備部次長兼建設課長	藤 白	規 良

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	川 端	嘉 恵

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第35号 飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第36号 財産の交換について

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（井端浩二）

ただいまから、第4回連合審査会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

契約書の内容について、議会から要望した事項について修正された契約書（案）が提出されましたので、説明を求めたいと思います。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（井端浩二）

畑上商工観光部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□商工観光部長（畑上あづさ）

昨日ご指摘いただいた内容に基づきまして修正をさせていただきましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、第1条として、土地交換の目的を入れさせていただきました。第1条、この土地の交換は、交換した土地が地域振興及び市民の福利増進に資する事業を行うことを目的とする。

次に、まず第7条としまして、土地の譲渡等の禁止と土地の有効活用の2つに分けさせていただきました。その上で、市に対して書面による事前承認を得る行為としまして、譲渡に賃貸を加え、契約締結後5年とさせていただいていたものを10年に修正いたしました。

そして、第8条、土地の有効活用といたしまして、「乙が交換を受けた土地の利用に関しては、第1条の目的に沿って、甲乙双方が当該事業を行う者との連携に努めるものとする。」という一文を加えました。連携に努めるのは甲乙双方とし、飛騨古川駅東開発株式会社と固定していたものを当該事業を行う者とするによりまして、飛騨古川駅東開発株式会社はもちろん、テナントとして入る事業者とも連携を図ることになる条文といたしました。

そして、第14条、昨日の案では、第1条にありました信義、誠実の義務についての一文をここに追加をいたしまして、第1項といたしました。

修正点は以上となります。よろしくお願いいたします。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。

○委員（野村勝憲）

ぜひ追加してもらいたいのは第8条で、乙が交換を受けた土地の利用云々から、2行目の「当該事業を行う者との連携に努め、事業内容は地域貢献になるものとする。」という、「事業内容は地域貢献にな」まで入れてもらいたいんですが、いかがですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

第1条に、地域振興及び市民の福利増進に資する事業を行うことを目的とすると書いてありますが、それに地域貢献も加えたほうがよいということでしょうか。

○委員（野村勝憲）

要は、事業内容がころころ変わる可能性があるので、ここでしっかりと地域に、なるほどこれだったらいいなということを、テナントが入ってくるわけですから、そういう意味でちゃんと土地事業者だけではなくて、テナントの方にも担保を取らなければいけない、そういう意味で入れているわけです。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

いい案だと思いますが、第1条に「地域貢献」という言葉を入れるようにしますか。これが全部に関わるので、むしろこっちのほうが全体をカバーできると思うんですね。第8条は地域振興になっていますが、「貢献」という言葉を入れるかどうかという感じかと思いますが、第1条だと全体をかぶせることができるので、そのほうがご趣旨に合うかというふうに思います。

○委員（籠山恵美子）

今の野村委員のあれを第1条に入れば、第8条の1行目に第1条の目的に沿ってと、ここでもまた確認してあるので、第1条に地域貢献というものが入ればしっかりとした歯止めになるのではないかなと思います。

それと、てにをはで申し訳ないですが、私が気が付いたのは目的の第1条、この土地の交換はというところですけども、交換した土地が主語になっていて、交換した土地が事業を行うわけではないので、事業を行うのは飛騨市ですから、交換した土地により、あるいは交換した土地においてというような文言にならないと、ちょっと文章としておかしいのではないかなと思うんですが、例えば、この土地の交換は飛騨市が交換した土地により、地域振興及び貢献及び何とかかんたら、事業を行うことを目的とする。飛騨市がやるんだよということを、飛騨市ではないか、双方か。

●委員長（井端浩二）

籠山委員いいですか。（籠山委員「はい。」と呼ぶ）

○委員（森要）

私も同じようなことを思ったんですが、この土地がこの事業に供することを目的とするというのはおかしいと思いましたので、例えば、交換した土地を地域振興事業、今野村委員が言われたことを入れて、及び市民の福祉増進に関する事業に供することを目的とする。この交換は、こういう事業に供することを目的とするということにしてもいいのではないかなと思いました。要は、交換した土地を地域振興、地域貢献及び市民の福祉増進に関する事業に供することを目的とすれば、主語と述語がいくのではないかという気がしますが、どうでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今の点、「交換した土地が」というやつを削れば、多分それで文言がすっきりすると思うので、「この土地の交換は、地域振興、地域貢献及び市民の福祉増進に資する事業を行うことを目的とする。」とすれば、それですっきりしますね。いかがでしょうか。

●委員長（井端浩二）

削るということで、皆さんいいですか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

△市長（都竹淳也）

それでは、今の文言修正で多分問題なく合意できると思いますので、それで修正させていただくということで、結果最終分はお配りするようにいたしますので、それでよろしいでしょうか。

●委員長（井端浩二）

今の市長の言われたやつでよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

昨日申し上げましたように、本審査会で審査した議案の討論、採決は付託先の産業常任委員会で行いますのでお願いいたします。

◆閉会

●委員長（井端浩二）

以上をもちまして、第4回連合審査会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時09分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 井端 浩二